

おくすり Q&A

Q 処方せんはいつどこへ持って行けばよいですか？

A 交付日を含めて4日以内に院外の保険調剤薬局へ持って行って下さい。4日を過ぎると無効になります。その場合、再度診察を受けて、処方せんを発行してもらう必要があります。

Q 代理の者が処方せんを持って行ってもお薬はもらえますか？

A 処方せんがあれば、本人でなくても構いません。しかし、初回はご本人が処方せんを持って行くことをおすすめします。その際に、お薬を安全に使用していただくために必要なことをお聞きします。例えば、以前にお薬で副作用やアレルギーが起きたことはなかったか、他にどんなお薬を服用しているかなど、服用にあたり心配がないことを確認してからお薬をご用意します。

Q お薬だけほしい場合は、病院に行かなくても薬局でお薬はもらえますか？

A いいえ、それはできません。薬剤師は、医師の診断の結果、症状に応じて出された処方せんにもとづきお薬をご用意しますので、その都度、医師の診察が必要となります。

Q 「薬局」なら、どこでも処方せんでお薬はもらえますか？

A 「保険薬局」、「保険調剤」、「処方せん受付」などの表示があるところなら、どこでもお薬がもらえます。なお、自立支援法適用の場合は指定の保険調剤薬局をお願いいたします。

Q 病院でお薬をもらう場合と料金が違いますか？

A 処方せんにより保険調剤薬局でお薬を受け取る場合、病院から直接お薬をもらうよりも患者さまのご負担が若干増える場合があります。しかし、患者さまがジェネリック医薬品（後発医薬品）を選択することでお薬代が安くなる場合もあります。なお、病院と同じように、保険調剤薬局でもこども医療、労災保険などが適用になります。詳しくは保険調剤薬局におたずねください。

※ジェネリック医薬品（後発医薬品）は「新薬（先発医薬品）」の特許が切れたあとに販売される、新薬と同じ有効成分（同じ効き目）の価格の安いお薬です。

